

道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業

-公募要領-

1. 事業の名称

道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

三木市では、デコ活に基づき 4 つの取組の方向性を掲げ、市・市民・事業者が一体となって脱炭素につながる新しい豊かな暮らしづくりを進めている。また、令和 7 年度にはゼロカーボンシティーを宣言し、その中で「移動手段の脱炭素化」の取組（取組の視点：車両を電気自動車等へ切り替えることで車両運行に伴う温室効果ガスを削減）んでいる。

これに対応して、道の駅よかわにおいて先行的に民間活力を活用し、電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備（急速充電・普通充電）を導入して利用環境の整備を行うこととする。このため EV が利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV 充電設備等」という。）を設置する事業者を選定するため公募を実施する。

3. 事業の概要

（1）事業の内容

本事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、道の駅よかわ駐車場（別図に指定する場所）を活用し、EV 充電設備等の設置、維持管理及び事業運営を行う。

本事業の詳細は、別紙「道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業（公募仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）事業の期間

本事業の契約締結日を起点とする EV 充電設備等の利用を開始する時期および事業の期間は、施設管理者（株吉川まちづくり公社：以下「発注者」という）と事業者との協議により決定するものとする。

4. 事業者選定の方法

本事業を受託するに最も適した事業者の選定は、公募方式によるものとする。

5. 参加申請

（1）株吉川まちづくり公社（申請書等の提出先）

〒673-1114 兵庫県三木市吉川町吉安 222

電話番号：0794-76-2401

E-mail：office@76-2401.com

(2) 日程 (予定)

| 内 容 | 日 程 (予 定) |
|--------------------|---------------------|
| ① 公募資料の公表 | 令和 7 年 5 月 23 日 (金) |
| ② 公募資料に関する質問受付期限 | 令和 7 年 5 月 28 日 (水) |
| ③ 公募資料に関する質問回答の公表 | 令和 7 年 5 月 30 日 (金) |
| ④ 企画提案書の受付期限 | 令和 7 年 6 月 6 日 (金) |
| ⑤ 企画提案審査会の開催 | 令和 7 年 6 月 11 日 (水) |
| ⑥ 選定結果の公表・支援事業者の決定 | 令和 7 年 6 月中下旬 |
| ⑦ 契約の締結 | 令和 7 年 6 月中下旬 |

6. 参加資格

(1) 応募者の制限

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできない。

- ① 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ② 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立がなされている者
- ③ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立がなされている者
- ④ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立がなされている者
- ⑤ 破産法第 18 条又は第 19 条による破産の申立がなされている者
- ⑥ 三木市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に該当している者。

(2) 実績要件

応募者は、次の実績要件を満たす者とする。

- ① 公共施設または民間施設を対象とした EV 充電設備等の導入実績がある者

7. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料の公表の日から令和 7 年 5 月 28 日 (水) 17:00 までとする。

(2) 提出方法

「公募資料に関する質問書 (様式 1)」に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

- ① 送付先

5. (1) に同じ

- ② タイトル

「(提出者名) 一公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

8. 企画提案書等の受付

本事業に応募しようとする者は、以下に従って企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

企画提案書は、令和 7 年 6 月 6 日（金）17:00 までに提出することとする。

(2) 提出方法

企画提案書等の各原本 1 部及び当該資料データを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部を担当部署へ郵送（期日指定時間内必着のこと）または持参により提出すること。

(3) 提出書類

- ① 事業概要調書（様式第 1 号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 実績報告書（任意様式）
- ④ 事業工程（任意様式）
- ⑤ 事業実施体制表（任意様式）

(4) 企画提案書等の変更等の禁止

企画提案書等の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(5) 公募資料等の承諾

応募者は、企画提案書等の提出をもって、公募資料等及び追加資料（公募資料に関する質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(6) 著作権

企画提案書の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、発注者と応募者による協議の上、必要な範囲において発注者が公表等を行うことが出来るものとする。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

応募者は、提出した企画提案書等について、道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーションを行うものとする。審査会に出席する委員は、プレゼンテーション後、企画提案書等の内容についてヒアリングを実施するものとする。なお、企画提案審査会の詳細については企画提案書を提出した応募者に対して、後日通知する。

10. 公募企画提案書作成要領

本事業の公募仕様書に記載する内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

(1) 事業概要調書（様式第1号）に必要事項を記載し提出すること。

(2) 企画提案書・・・任意様式

企画提案書には、次の事項を盛り込むこと。

(特徴ある企画)

○EV充電設備等を災害時のレジリエンスの強化に資する企画提案

○その他、当該事業の目的に資する提案

(設備の設置)

○施設への設置可能性調査について、実施方法

○本事業で使用するEV充電設備等の設計や施工の方針

(運営管理)

○本事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方針、方法

○事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金の負担の方法等

○契約満了後のEV充電設備等の取り扱いの方法

(利用方法)

○事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案するものとしていることから、設定する利用料金の考え方について示すこと。また、EV充電設備等の利用方法

(問い合わせ対応)

○トラブル等緊急時の対応についてその方法

(費用負担)

○道の駅よかわでのEV充電器の設置後の運営にかかる本市負担費用の年額（別添図面参照）

○設備設置後、EV充電設備の敷地使用料を支払う場合はその年額

(その他)

○その他、応募者が特にアピールしたい事項

(3) 事業実績・・・任意様式

(4) 事業工程・・・任意様式

○本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容

○申請スケジュール

○事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案すること。

(5) 事業実施体制・・・任意様式

①本事業での業務実施体制

11. 審査方法

(1) 審査

応募者から提出された企画提案書等について、発注者が設置する審査会において評価・審査し候補者を選定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下に示すとおりである。

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点 | |
|-------|------|-------------------------------|---|----|
| 非価格要素 | 事業主体 | 事業実績 | 同等又は類似事業の実績を有しているか。 | 10 |
| | 事業計画 | 事業工程 | 業務の全体像やスケジュールが具体的に示されているか。 経済的合理性のある提案となっているか。 | 5 |
| | | 事業実施体制 | 事業実施に当たって適切な体制がとられているか。 | 5 |
| | 企画提案 | 設備の設置 | 設置可能性調査の手法は適切か。 受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見込まれるか。 EV充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。 設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 | 20 |
| | | 運営管理 | 設備・維持管理の方法は具体的で、かつ、施設管理者に負担を与えないものとなっているか。 | 15 |
| | | 利用方法 | 設定する利用料金の考え方は適切か。 決済方法を含め、操作方法等、利用しやすいシステムが構築されているか。 充電器の場所（充電スポット）を容易に検索できる環境は整っているか。 | 15 |
| | | 問い合わせ対応 | トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 災害や事故発生時の対応について、施設管理者に過度の負担を与えないものとなっているか。 | 10 |
| | | その他 | 災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 | 10 |
| 価格要素 | 費用負担 | 施設管理者の費用負担が小さくなる仕組みを取り入れているか。 | 10 | |
| | 合 計 | | 100 | △ |

（3）得点化方法

①非価格要素

非価格要素における各審査項目の評価点は、以下に示す採点基準により審査会の委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

| 評価 | 採点基準 | 得点化方法 |
|----|------------|-------------|
| A | 優れている | (配点 × 1) |
| B | AとCの間 | (配点 × 0.75) |
| C | 要求水準を満たす程度 | (配点 × 0.5) |
| D | CとEの間 | (配点 × 0.25) |
| E | 劣っている | (配点 × 0) |

（4）候補者の決定

（3）で求めた各審査項目の評価点合計が最も高い応募者を本事業実施の候補者とする。ただし、審査の結果、各審査項目の評価点合計が50点に満たなかったとき応募者については要求水準未達とし、候補者の選定から除外する。

合計値が最も高い提案が複数ある場合は、審査項目の「企画提案」の合計値が最も高い応募者を候補者とし、審査項目の「企画提案」の合計値も同点の場合は、事務局職員が応募者の代わりにくじを引き候補者を決定する。

また、候補者決定から協定の締結までに「6. 参加資格（1）応募者の制限」に示す要件に該当した場合、候補者の決定を取り消すこととする。

（5）結果通知

参加資格審査結果は、決定後速やかに㈱吉川まちづくり公社のホームページの掲載により公表する。

12. 契約の締結

（1）手続き

候補者の決定後、発注者との間で速やかに企画提案書や内容等について協議を行い、協議が整い次第、契約の締結手続きを行う。

なお、発注者と候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。

（2）締結期間

契約の期間は、契約締結の日から事業期間の終了日までとする。

13. 失格事項

応募者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）企画提案書等の提出期限、提出方法等が、本実施要領に適合しないとき

- (2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき
- (3) 審査会の設置から審査結果の公表までの期間に、当該審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行ったとき
- (4) 候補者の決定までの間に「6. 参加資格 (1) 応募者の制限」に示す要件に該当したとき
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに欠席したとき

14. 応募の辞退

応募者は企画提案書等の提出期限までは、隨時、応募を辞退することができる。

応募の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金）17:00までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。

① 送付先

5. (1) と同じ

② タイトル

「(提出者名)－辞退届」

(3) 提出書類

① 辞退届（任意様式）

15. その他

(1) 応募に関する留意事項

本応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 公募の中止等

本事業の手続きに関して、発注者が必要と認めたときは、公募の執行を取り止めることができる。

(3) 担当部署

本事業係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

株吉川まちづくり公社 担当 岩崎

郵便番号 673-1114

住 所 兵庫県三木市吉川町吉安222

電 話 0794-76-2401

E-mail office@76-2401.com

事業概要調書

様式第1号

企画提案書の提出期限 令和7年6月6日（金）17:00

| 業者名 | 資本金 | 従業員数 |
|-----|-----|------|
| | | |

1. EV事業におけるPR

2. 貴社の受注状況

公共施設

民間施設

3. 本事業の提案内容について

普通充電 メリット

デメリット

急速充電 メリット

デメリット

4. 運営管理と利用方法について